

家畜衛生とかち

令和4年6月発行
北海道十勝家畜保健衛生所



ホームページアドレス：<https://www.tokachi.pref.hokkaido.lg.jp/ds/khe/>

【目次】

- 1 豚熱 (CSF) およびアフリカ豚熱 (ASF) について
- 2 高病原性及び低病原性鳥インフルエンザについて
- 3 口蹄疫について
- 4 監視伝染病発生状況（令和4年1月～4月）
- 5 家畜伝染病予防法第5条に基づく検査日程（令和4年度）
- 6 定期報告書について
- 7 防疫演習について
- 8 病性鑑定材料の採取、送付の注意点について
- 9 サルモネラ症に注意！！
- 10 抗菌性物質残留事例の発生状況について（令和3年度）
- 11 と畜場検査で確認された投薬歴未申告事例について
- 12 死亡牛のBSE検査実施状況（令和3年度）
- 13 着任者挨拶
- 14 令和4年度 十勝家畜保健衛生所体制

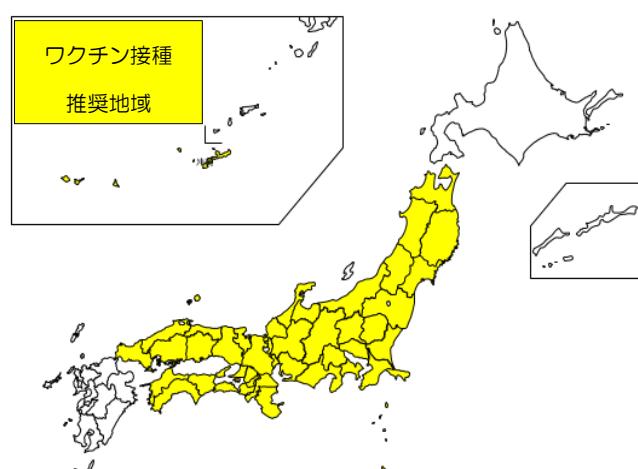


1 豚熱 (CSF) およびアフリカ豚熱 (ASF) について

【CSF】

平成30年9月、岐阜県の養豚場において国内では26年ぶりに発生し、これまでに17県（岐阜県、愛知県、長野県、三重県、福井県、埼玉県、山梨県、沖縄県、群馬県、山形県、和歌山県、栃木県、奈良県、神奈川県、滋賀県、宮城県、茨城県）で81例が確認されています（令和4年6月1日現在）。

また、野生いのししにも本病ウイルスが浸潤し、感染区域が拡大しており、豚及び野生いのししにおける感染拡大防止及びその後の清浄化が急務となっています。さらに、豚熱に関する特定家畜伝染病防疫指針に基づくワクチン接種地域は39都府県（本州及び四国全域、沖縄県）となっており、**これらの地域から豚（愛玩用含む）や精液を導入することは制限**されています。道内への侵入防止及び飼養豚への感染防止のため、飼養衛生管理基準の遵守継続をお願いします。



【ASF】

ASF ウィルスの感染により豚や他のいのししが、発熱や全身の出血性病変を引き起こす致死性の高い伝染病です。本病に有効なワクチンや治療法はなく、患畜・疑似患畜は速やかな届出及び殺が義務づけられています。

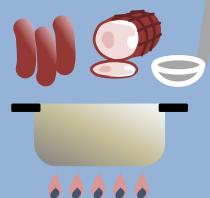
我が国は本病の清浄国であり、これまで本病の発生は確認されておりませんが、アジアの近隣諸国では平成30年より継続発生しており、今年に入ってからは新たにマレーシアにおいて発生が確認されました。

また、発生国からの旅客により国内の空港に持ち込まれた食肉加工製品等の一部について、のべ104例（内、新千歳空港12例）の遺伝子陽性事例が確認されています（令和4年6月1日時点）。なお、104例中4例からは生きたウイルスが分離されており（中国2件、フィリピン2件）、実際に感染力を持つウイルスが日本国内の空港まで到達しており、本病の国内への侵入リスクは極めて高い状況が続いている。この状況に対処するため、不法に食肉加工製品等を持ち込んだ場合の罰金の引き上げなど、海外からの畜産物の違法な持込への対応を厳罰化しています。水際における国内へのウイルス侵入防止の徹底と、農場における飼養衛生管理基準の遵守が、ASFの豚等への感染リスクの低減を図るために極めて重要です。引き続き、飼養衛生管理基準の遵守徹底をお願いします。

◆これらの疾病の侵入を防ぐため、次のことを徹底しましょう◆

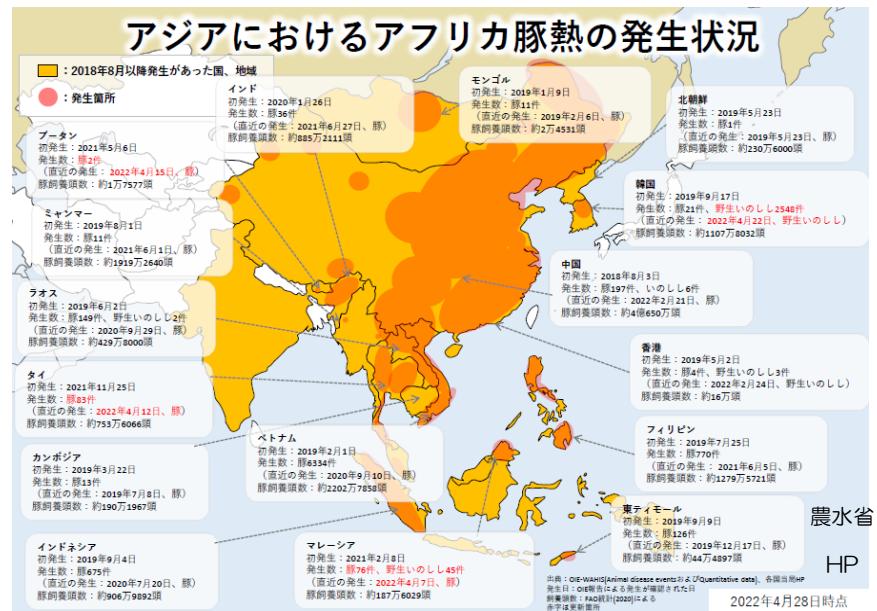
- 生肉を含む可能性のある食品循環資源を給与する場合は適切に加熱（攪拌しながら90℃で60分以上又はこれと同等以上の効果を有する方法（※））
- 豚舎専用の衣服・長靴の着用
- 入退場時の人・車両消毒の徹底
- 飼養豚の看視の強化と早期発見・通報
- 畜舎内への野生動物の侵入防止の徹底

※95℃で19分以上、
100℃で6分以上 など



◆CSF及びASFに関する特定症状について◆

豚の所有者や獣医師が異常豚を確認した場合に、直ちに家畜保健衛生所に通報が必要な症状（特定症状：CSF及びASFを疑うべき症状）が定められています。次の症状がみられた場合、直ちに当所に通報をお願いします。立入検査を実施しますので、通報から検査陰性が確認されるまで、豚の移動等の自粛をお願いします。



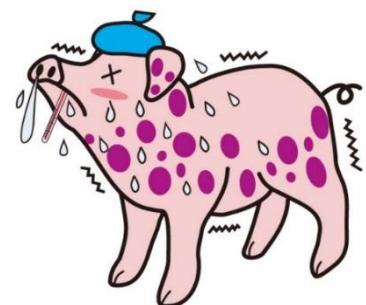
農水省

HP

2022年4月28日時点

【特定症状】

- 耳翼、下腹部、四肢等に紫斑がある
- 同一畜房内（又は畜舎）において、次の（1）～（7）のいずれかの症状を示す豚が、概ね1週間程度の期間に増加している
 - 発熱（40°C以上）、元気消失、食欲減退
 - 便秘、下痢
 - 結膜炎（目やに）
 - 歩行困難、後軀麻痺、けいれん
 - 削瘦、被毛粗剛、発育不良（いわゆる「ひね豚」）
 - 流死産等の異常産の発生
 - 血液凝固不全に起因した皮下出血、皮膚紅斑、天然孔からの出血、血便
- 同一畜房内（又は畜舎）において、複数の豚が突然死亡することが、概ね1週間程度の期間に増加している
- 血液検査で、複数の豚に白血球数の減少（1万個未満/ μ l）又は好中球の核の左方移動が確認される



2 高病原性及び低病原性鳥インフルエンザについて

令和2年11月、国内の家きん飼養農場において2年ぶりに高病原性鳥インフルエンザが発生して以来、国内では本病の発生が相次いでおり、令和3年度のシーズンは、12道県25事例の発生が確認されており、道内においても、次のとおり4事例の発生がありました（令和4年6月1日現在）。

また、野鳥からも本病のウイルスが検出されており（8道府県106事例）、渡り鳥がいなくなっていても、依然として本病の発生リスクは高い状況にあります。引き続き、家きん舎の防鳥ネットの再確認等、飼養衛生管理基準の遵守の継続と、万が一異常家きんを発見した場合は早期通報をお願いします。



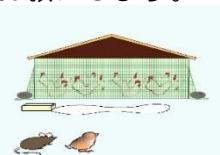
農水省HP

道内でも高病原性鳥インフルエンザ発生！！

発生月日	発生場所	種類・飼養羽数	防疫措置完了日
令和4年 4月 16日	白老町	採卵鶏・約 52 万羽	4月 27 日
	網走市	採卵鶏・約 100 羽 エミュー（だちょう） 約 500 羽	4月 20 日
令和4年 4月 26日	釧路市	エミュー（だちょう） 約 100 羽	4月 27 日
令和4年 5月 14日	網走市	採卵鶏・約 760 羽	5月 15 日

◆予防対策の重要ポイント◆

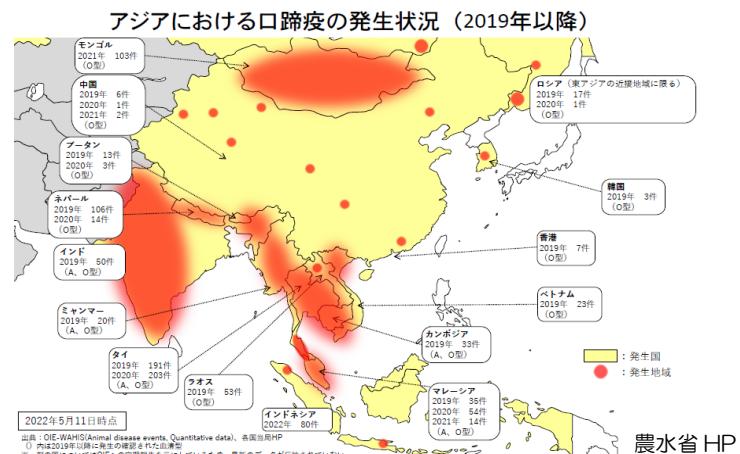
家きん舎への人や車両、野鳥を含む野生動物を介したウイルスの侵入防止対策が重要です。家きん舎の周囲にはウイルスが侵入する経路が多く存在しています。次の項目を、今一度点検、確認をお願いします。



- 野鳥等の野生動物の家きん舎への侵入防止（防鳥ネットなど）
- 小型の野生動物の侵入防止
- 農場に入る車両の徹底した消毒
- 家きん舎内に入る人、物の徹底した消毒

3 口蹄疫について

国内における口蹄疫の発生は、平成22年以降ありませんが、アジアの近隣諸国では依然として発生が続いている。今一度、関係者以外の立入制限や消毒体制の維持など飼養衛生管理基準の再徹底並びに初動対応の再確認をしてください。家畜に本病を疑う症状を発見した場合には、当所へ連絡をお願いします。



4 監視伝染病発生状況（令和4年1月～4月）

【法定伝染病】

病名	畜種	北海道		管内		
		戸数	頭羽数	戸数	頭数	発生市町村
ヨーネ病	牛	118	303	43	111	音更町、士幌町、上士幌町、中札内村、大樹町、広尾町、幕別町、豊頃町、足寄町、浦幌町
	めん羊	1	4			
	山羊	1	8			
高病原性 鳥インフルエンザ	鶏	1	1			
高病原性 鳥インフルエンザ (疑似患畜)	だちょう※	2	2			
	鶏	2	518,064			
	だちょう※	2	585			

【届出伝染病】

※工ミュー含む

病名	畜種	北海道		管内		
		戸数	頭数	戸数 (と畜場 発生)	頭数 (と畜場 発生)	発生市町村
牛ウイルス性下痢	牛	15	22	9	11	音更町、士幌町、上士幌町、新得町、清水町、広尾町、幕別町
牛ウイルス性下痢 (疑症)	牛	1	1	1	1	新得町
牛伝染性鼻氣管炎	牛	1	4	1	4	鹿追町
牛伝染性リンパ腫	牛	97	240	19 (2)	66 (48)	帯広市、士幌町、清水町、芽室町、広尾町、池田町、豊頃町、本別町、足寄町
破傷風	牛	3	3	0	0	
破傷風(疑症)	牛	1	1	1	1	清水町
サルモネラ症	牛	15	68	4	14	士幌町、新得町、清水町

馬鼻肺炎	馬	11	19	0	0	
馬パラチフス	馬	2	13	2	13	帯広市、豊頃町
豚丹毒	豚	2	22	0	0	

※十勝管内発生戸数・頭数のカッコ内はと畜場での発生戸数・頭数で、内数

5 家畜伝染病予防法第5条に基づく検査日程（令和4年度）

令和4年度に計画している検査は次のとおりです。円滑な検査の実施について、皆様の御協力をよろしくお願いします。

事業名	対象市町村	対象家畜	実施予定時期
牛のヨーネ病検査	豊頃町	乳用牛	4・7月
	大樹町	肉用牛	4・5月
	清水町	乳用牛	5・9月
	新得町	乳用牛	6月
	浦幌町	肉用牛	7月
	帯広市	乳用牛・肉用牛	9月
	陸別町	乳用牛	10月
	足寄町	乳用牛	11・12月
	池田町	肉用牛	12・1月
	広尾町	乳用牛	1・2月
蜜蜂の腐蛆病検査	管内全域	蜜蜂	8月
死亡牛の牛海綿状脳症(BSE)検査	管内全域	通常の死亡牛：96か月齢以上 起立不能牛：48か月齢以上 特定症状牛：全月齢	通年



【牛のブルセラ症及び結核の清浄性維持サーベイランス】

牛のブルセラ症及び結核については国内清浄化を達成したことから、比較的感染リスクの高い牛及び発生時に影響が大きい牛を対象とした清浄性維持サーベイランスに移行しています。今年度から家畜伝染病予防法第5条に基づく発生予察の検査として、次の牛を対象として実施します。

- ① 輸入牛（農林水産省の指定する牛。管内には対象なし）
- ② 種雄牛（種畜検査対象牛のうち、これまでに本サーベイランスの受検歴がない牛。種雄候補牛を含む）
- ③ 流死産した母牛（ブルセラ症のみ）

6 定期報告書について

家畜の所有者は、家畜伝染病予防法第12条の4に基づき、毎年、定期報告書を提出し、家畜の飼養状況について管轄の都道府県知事へ報告することが定められています。

毎年の定期報告書の提出は、家畜の所有者の義務であり、防疫上も重要な報告です。有事の際の防疫計画は、各農場の定期報告書を元に作成されます。未報告の内容などがあると、初動対応の遅れにもつながりかねません。

また、各種の補助金助成事業（畜産クラスター、ヨーネ病の自主検査・自主とう汰、牛伝染性リンパ腫及び牛ウイルス性下痢の対策等）においても法令遵守が前提となっております。未提出者には、最終的には罰則もありますが、過料によって定期報告書の提出が免除されるものではありません。

十勝管内全体の家畜衛生の推進、飼養衛生管理基準および法令遵守の意識向上のためにも、御協力をお願いします。

報告対象	期日
牛、馬、水牛、豚、めん羊、山羊、鹿、いのしし	毎年 4月 15日
家きん（鶏、あひる、うずら、きじ、七面鳥、ほろほろ鳥、だちょう）	毎年 6月 15日

※愛玩用（ペット）も報告対象です。

※エミュー、ガチョウ、合鴨、フランス鴨なども報告をお願いします。

7 防疫演習について

新年度を迎え、十勝総合振興局各部局の担当者が一新されたことから、海外悪性伝染病の管内への侵入防止対策に関する情報共有や関係部局の連携を図るため、4月25日（月）十勝総合振興局3階講堂にて「海外悪性伝染病の防疫措置に係る学習会」を開催しました。防疫に係るリーダーおよびサブリーダーを募集し、約50名の出席がありました（学習内容：①海外悪性伝染病の概要について、②農場で発生した場合の振興局の対応について、③防疫衣着脱について（スライドでの説明）、④農場内の防疫作業に関するビデオ上映）。



今年度は、高病原性鳥インフルエンザの発生を想定した、十勝管内家畜伝染病防疫演習（集合施設および農場テントの設置・運営等）を計画中です。日時・場所等は決まり次第お知らせしますので、積極的に御参加をお願いします。

また、市町村別防疫演習につきましても、地元からの希望に沿い、可能な範囲で実施したいと考えております。

防疫演習開催の御希望がありましたら、当所まで御連絡ください！！

8 病性鑑定材料の採取、送付の注意点について

【病性鑑定材料の採材・送付の注意点】

○病性鑑定材料を送付する前に・・・

呼吸器病や下痢症をはじめとする疾病原因の特定には、発生状況や症状の拡がり方などが重要となります。依頼書には次の情報を記載し、**新鮮な**検査材料と併せて**冷蔵**で送付してください。搬入前に頭数等の事前の連絡を頂けると受付がスムーズです。

【検査個体の情報】個体識別番号、品種、性別、生年月日、初妊又は経産の別 など

【発生経過】カルテの写し、血液検査データ、ワクチン接種歴、群に広がっているか など

また、検査には症状に応じた検査材料（下痢の検査では糞便、呼吸器病検査では鼻汁）が必要です。以下の表を参考にしていただき、採材し忘れがないように御注意ください。

1 目的別

対象	搬入材料	採材道具	採材量	採材方法・注意点
呼吸器病原因	鼻汁 血清	綿棒 採血管 (プレーン)	○綿棒は1頭につき3本採材 (ウイルス、細菌、マイコプ ラズマ用)	○鼻鏡・鼻腔をアルコ ル綿花で拭き、なるべ く鼻の奥から採材 ○採材時期は治療前の発 症初期が望ましい ○抗体検査用の後血清は 約3週間後に採材
下痢原因	糞便 全血	直検手袋 採血管 (EDTA)		 EDTA 血は採血後速やかに よく転倒混和し凝固を防ぐ (凝固している場合、採り直しを お願いすることがあります)
流産原因	胎子 胎盤 母牛血清		○胎子は必ず採材 ○胎盤もなるべく採材	○採材時期は治療前の発 症初期が望ましい
疾患原因 (病理組織 学的検査)	臓器 ホルマリン 密閉容器	10~20% 3cm 大に切り取る(大きい 場合、3cm 間隔で割を入れ る)	○病変部を 3cm×3cm× 3cm 大に切り取る(大きい 場合、3cm 間隔で割を入れ る)	○採材後速やかに十分量 のホルマリンに浸漬 ○搬入時はホルマリンが 漏れないよう包装

※集団発生の場合は複数頭採材

※血液は各 3mL 以上

2 疾病別

対象	搬入材料	採材道具	採材量	注意点
牛ウイルス性下痢	血清 全血	採血管 (プレーン) (EDTA)	○血液： 各3mL 以上	○6か月齢未満の場合 は、血清と併せて EDTA 血も必ず送付
バルク乳	密閉できる清潔な容器	○バルク乳：	10mL 以上	
牛伝染性リンパ腫(発症疑い)	血清 全血	採血管 (プレーン) (EDTA)	○各 1mL 以上	○採材当日に搬入できな い場合は塗抹標本も併 せて送付

3 健康検査（移動のための検査など）

次の情報を依頼書に記載してください。

名号、性別、生年月日、個体識別番号（馬の場合は毛色、特徴）、採材年月日、採材した獣医師名、証明書の必要の有無、結果の送付先、移動の場合は移動予定日

対象	搬入材料	採材道具	注意点
ヨーネ病	血清	採血管（プレーン）	○採材時の月齢が6か月以上であるこ とを、必ず確認
牛伝染性リンパ腫	血清 全血	採血管（プレーン） 採血管（EDTA）	○遺伝子検査の場合は EDTA 血が必要
馬パラチフス	血清	採血管（プレーン）	

※血液は各 1mL 以上 ※結果判明には1～2週間程度かかります。

9 サルモネラ症に注意！！

十勝管内ではここ数年、サルモネラ症の発生件数が増加しています。昨年は 23 件の発生があり、今年もすでに 5 件の発生（サルモネラ・ダブリン 2 件、サルモネラ・ティフィムリウム 3 件）がありました（令和 4 年 6 月 1 日現在）。

これから季節は気温が上昇し、暑さにより免疫が低下するため、サルモネラ症がより発生しやすい時期になります。

◆牛のサルモネラ症の注意点◆

- ① 発熱（40℃前後）
- ② 下痢・軟便（時に血便）
- ③ 乳量激減、呼吸器症状など



すぐ隔離！！
獣医師に連絡！！

◆サルモネラ症対策は万全ですか？◆



【牛舎内の対策】

- ・餌槽・水槽は念入りに清掃・消毒！！
- ・ウォーターカップ周辺の残餌で爆発的に菌が増えます！！
- ・子牛に十分な免疫をつけるために十分な初乳の給与を！！

【侵入防止】

- ・敷地の出入口に石灰散布、牛舎ごとに踏込消毒槽を設置！！
- ・導入牛の隔離・観察！！
- ・野生動物や野鳥の侵入防止（防鳥ネット等の設置）！！

10 抗菌性物質残留事例の発生状況について（令和3年度）

令和3年度、十勝管内では生乳の抗菌性物質残留事故が7件発生し、廃棄乳量は約76tになりました。令和2年度より大幅に減っていますが、今一度、投薬牛の管理と確認の徹底をお願いします。

【発生原因】

① マーキングの見落とし（3件）

→ マーキングは見やすくはっきりと！

② 残余薬使用（2件）

→ 治療薬は獣医師の指示どおり使用！

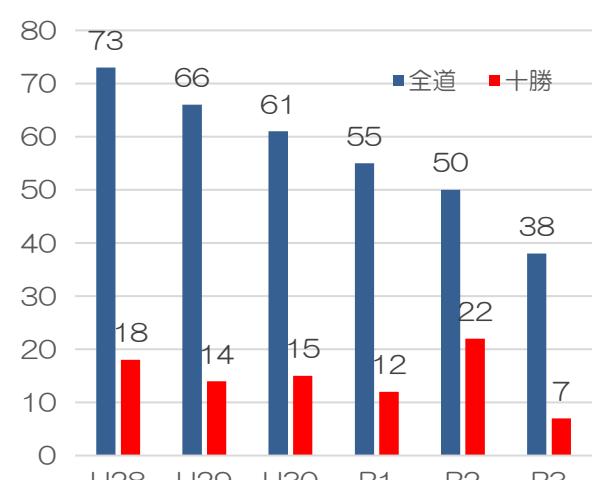
③ 治療牛の伝達不足（1件）

→ 従業員間で治療牛の情報共有を！

④ 誤投薬（1件）

→ 掐乳前の治療牛を確認！

生乳の抗菌性物質
残留事例発生件数

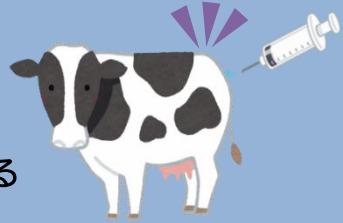


11 と畜場検査で確認された投薬歴未申告事例について

令和3年度、と畜場検査において注射痕が確認された牛で、病歴・投薬歴未申告の事例が7例ありました。そのうち1例は使用禁止期間中に出荷され（リン酸デキサメタゾンナトリウム投与）、食肉の廃棄量は約1,360kgになりました。投薬歴の未申告は、出荷禁止期間内の畜産物が流通する可能性があるため、出荷の際には投薬に関する情報が確実に伝達されることが重要となります。

◆出荷時のポイント◆

- ・投薬歴を確認し、出荷禁止期間でないことを確認
- ・牛は直近3か月の病歴及び投薬歴を記載
- ・牛以外は直近2か月の病歴及び投薬歴を記載
- ・生物学的製剤(ワクチン等)接種後20日以内の出荷は控える



※出荷禁止期間があるのは抗生素だけではありません！！

※出荷の際の注意事項の詳細については、と畜場へ確認するようお願いします。

12 死亡牛のBSE検査実施状況（令和3年度）

令和3年度は、東部と西部のBSE検査室あわせて2,875頭（うち十勝管内2,617頭）の検査を実施し、全頭陰性を確認しています。検査頭数は昨年度と比較し、161頭（5.3%）減少となっています。

検査室	飼養地域	対象別検査頭数				計	
		96か月齢以上	起立不能		特定症状		
			96か月齢以上	48～95か月齢			
東部	管内	680	114	598	2	1,394	
西部	管内	728	100	393	2	1,223	
	管外	109	24	123	2	258	
R3年度合計		1,517	238	1,114	6	2,875	
R2年度合計		1,618	227	1,184	7	3,036	

【獣医師の皆さまへ】

次のBSE検査対象牛を今一度ご確認のうえ、BSE検査対象の死亡牛を検査した場合は、死亡獣畜処理指示書に必要事項を正確に記載し、当所へ速やかに届け出をお願いします。

【BSE検査対象牛】

- ① 96か月齢以上の死亡牛
- ② 48か月齢以上の起立不能であった死亡牛（生前に歩行困難、起立不能、神経症状を主徴とする疾病）
- ③ 全月齢のBSEを疑う症状（特定症状）のあった死亡牛



13 着任者挨拶

・所長 繁在家 輝子（はんざいけ てるこ）

4月1日付で着任いたしました繁在家と申します。

生産者の皆様をはじめ、関係機関・団体の皆様には、日頃から当所の業務推進に多大な御理解と御協力をいただき厚くお礼申し上げます。

この2年間は、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、人流が抑制されておりましたが、徐々に海外との往来も緩和されており、家畜衛生分野においては、海外からの病原体の持ち込みが増加することが懸念されております。また、道外においては、平成30年9月以降、「豚熱」が断続的に発生しており、北海道内への伝染病をいかに食い止めるか、また、万一、道内に侵入した場合の早期封じ込めが大きな課題となっております。一方、管内では、生産性を阻害するヨーネ病やサルモネラ症が継続発生していることから、皆様方の御協力をいただきながら地域一帯となって衛生対策を推進していく所存であります。安全で安心な十勝産畜産物の生産に少しでも貢献できればと思っておりますので、関係の皆様には、御指導と御協力のほどよろしくお願ひ申し上げます。

・次長 上村 伸子（うえむら のぶこ）

留萌家畜保健衛生所から異動してきました。大学時代を含めると3度目の帯広となります。これまでの経験を活かし、家畜衛生をとおして十勝の畜産振興に貢献していきたいと思っておりますので、よろしくお願ひします。

・主査（動物薬事・安全指導） 内田 兼司（うちだ けんじ）

渡島家畜保健衛生所から参りました内田と申します。家畜の多さ、土地の広さ、食べ物の美味しさにびっくりしています。初めての業務内容で不慣れな点もありますが、管内の家畜衛生の推進に貢献していきたいと思いますので、よろしくお願ひします。

・指導専門員 鈴木 淳也（すずき じゅんや）

令和4年2月1日、中途採用として十勝家畜保健衛生所に配属されました鈴木と申します。前職の製薬企業には30年近く勤務しましたが、産業動物に携わる仕事は初めてです。管内の皆様にはご迷惑をお掛けしてばかりですが、前向きな気持ちで業務に励み、早期に戦力になりたいと考えておりますので、よろしくお願ひします。

・専門員 泉 一宏（いずみ かずひろ）

網走家畜保健衛生所から参りました泉と申します。十勝での勤務は初めてで、家畜の多さにびっくりしているところですが、管内の家畜衛生の推進に尽力したいです。今後ともよろしくお願ひします。

・専門員 中岡 祐司（なかおか ゆうじ）

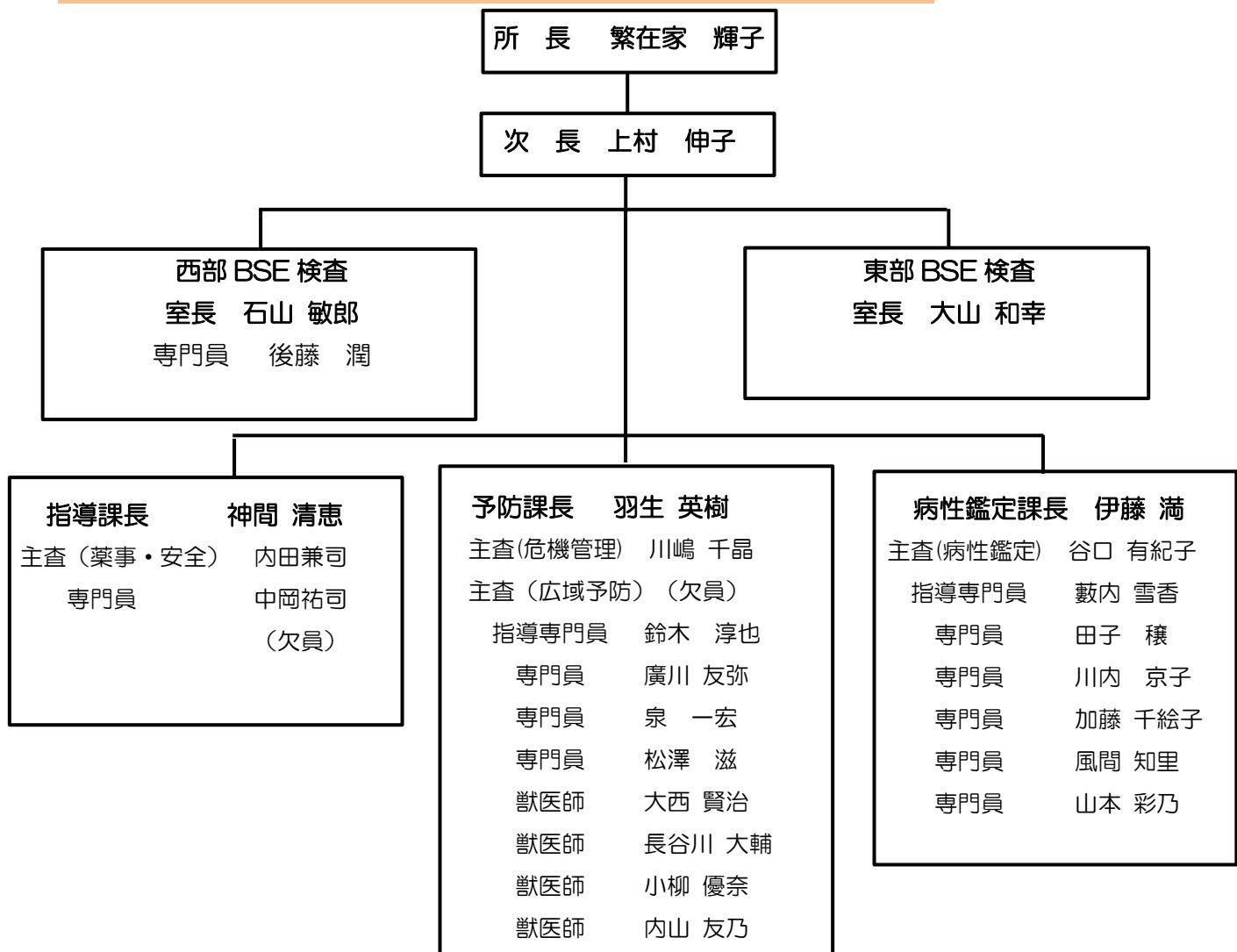
令和4年3月31日に退職し、再任用職員として指導課に配属されました。十勝勤務は退職前を含めて4回目になります。十勝では、病性鑑定課、指導課と勤務して参りました。知っている獣医師も多く、畜産業の盛んなこの大十勝でまた勤務できることになり、嬉しい限りです。

これから、新たな気持ちで業務に邁進しますので、よろしくお願ひします。

お願ひします



14 令和4年度 十勝家畜保健衛生所体制



連絡先

北海道十勝家畜保健衛生所 〒089-1182 帯広市川西町基線59番地6
TEL: 0155-59-2021 FAX: 0155-59-2571
【夜間・休日】 TEL: 0155-26-9005 (十勝総合振興局)



西部 BSE 検査室
〒081-0035
新得町字上佐幌西3線49
TEL : 0156-64-0050
FAX : 0156-64-0051

東部 BSE 検査室
〒089-1372
中札内村元札内東2線51番地4
TEL : 0155-63-6338
FAX : 0155-63-6339

